

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋でございます。

まず、質問の冒頭に、今生じております森友学園に関する行政文書の改ざん事件について河野大臣の御見解を伺わせていただきたいと思います。

この文書の改ざん事件でございますけれども、実は昨年三月二日の参議院の予算委員会、土地の売却等に関するその決裁文書を予算委員会に提出するように要求がございました。これは、憲法六十二条の国政調査権に基づき、国会法の百四十二条、そして参議院の先例に基づいて行われた国政調査権の行使そのものでございます。また、その後、三月六日に、会計検査院に対して、国会法百五十二条、これも憲法六十二条に基づく国政調査権の行使として会計検査院に対して検査要請がなされ、昨年の十一月、検査の報告書が参議院議長に提出されております。

このように、今般の改ざん事件というのは、憲法及び国会法に基づく国政調査権、それに対して改ざん文書を予算委員会に提出し会計検査院に提出したわけでございますので、まさに三権分立における立法府の権限そのものを否定する、妨害し否定する暴挙でございます。

憲法の六十六条には、内閣は行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負うと規定されております。河野大臣は内閣を構成する閣僚でござ

いますので、財務大臣の下で起きた、またあるいは内閣総理大臣の行政各部を指揮監督するという憲法七十二條。内閣総理大臣及び財務大臣の権限下で起きた事態とはいえ、内閣の閣僚の一員として、国会に対する問題としてどのような連帯の責任を感じているのかを伺わせていただきたいと思います。

率直に河野大臣に伺わせていただきますけれども、この度の事態は国政調査権を妨害し、国権の最高機関である立法府の在り方そのものを否定する暴挙であり、行政として断じて許されぬことを犯してしまつた、そうした認識にあるということでしょうか。

それぞれ、河野大臣から先に答弁お願いいたします。

○河野大臣(河野太郎君) 公文書の書換えというのは断じてあつてはならないというふうに考えます。

今回の問題につきましては、財務大臣の下、徹底的な調査が行われており、その対応をしっかりと見守つてまいりたいと思つていますが、外務省は外交文書始め機密文書の多い役所でございますので、機密の管理を含め、公文書の管理の在り方をしっかりと指導してまいりたいと思つております。

○河野大臣(小野寺五典君) 財務省における決裁文書の書換えにつきましては、安倍総理も述べられておられるとおり、行政全体の信頼を揺るがしかねない事態であると考えております。

いづれにしても、財務省は、検査による調査に全面的に協力するとともに、事態の全容を明らかにするために徹底した調査が行われるものと承知をしております。

なお、防衛省の文書管理について、昨年、南スーダンPKO日報問題に関し、国会からも厳しい御指摘を受けました。これを受け、情報公開、文書管理の再発防止策を着実に実施していきたいと思つております。今後とも、この問題に関しましては真摯に取り組んでいきたいと思つております。

題とすることなく、防衛省・自衛隊における情報公開、文書管理の重要性を改めて認識し職務に当たるよう、十二日、私から省内幹部に指示をしております。

○小西洋之君 私は、今般の問題は、今申し上げましたような憲法に基づく国会の国政調査権の妨害など、もう立法府の否定そのものでございますので、もう財務省の調査ではなくて、もう内閣は即刻総辞職、真相解明はまさにこの与野党を超えた我々立法府で行うと、そういう筋、それがまさに憲法の考え方であると理解しております。

今、河野大臣は財務省の調査を見守る、防衛大臣は、ありがとうございました、日報の問題について触れていただきましたけど、許されぬ隠蔽行為だつたと思つておりますけれども、国会に対して、行政として、内閣として許されぬことをしてしまつたと、そういう認識でよろしいでしょうか。

一言ずつ簡潔にお願いいたします。

○河野大臣(河野太郎君) 今、徹底した調査が行われておりますが、この公文書の書換えというのは断じてあつてはならないことだと思つております。

○河野大臣(小野寺五典君) 今回の公文書の書換えにつきましては、決裁文書の書換えにつきましては、行政全体の信頼を揺るがしかねない大変な事態だと考えております。

○小西洋之君 いや、何でもこんなことが簡潔に答えただけじゃないかと。小野寺大臣のその行政全体の信頼を揺るがしかねない、国民の信頼を揺るがしかねないということは、安倍総理も答弁されておられる。

私が伺つておられるのは、国会に対してです。国民に対しては当然ですけれども、唯一の国民代表機関である国会に対して、行政として、政府として改ざん文書を出したことはもう紛れもない事実ですから、書換えといつても、中身を削除した、また違う表現の文言を盛り込んだ文書を出し

たことは事実ですから、国会に対して許されないことを政府、内閣としてしてしまったと閣僚の一人としてお考えであるか、そのことについて簡潔に答弁ください。国会に対してです。それについて答弁ください。

○国務大臣(小野寺五典君) 今回の問題は、今、麻生財務大臣が国会に対して様々な答弁をされておられると承知しておりますし、私どもとしても、このような文書の書換えはあつてはならないものと考えております。

○国務大臣(河野太郎君) 今、財務大臣の下で徹底した調査が行われていると思っておりますので、それが終われば、何らかの報告が国会にあるかと思っております。

○小西洋之君 まさに憲政史上例のない重大な暴挙でありまして、この問題はしつかり外交防衛委員会とはいえ追及しなければいけないんですが、時間もありませんので、両大臣に先ほど御説明した事実関係、しつかり役所の方からレクをいただきたい、また次回問わせていただきますので。

国会に対して許されないことをしてしまつたという旨の答弁を安倍内閣は明確にしておりません、私、予算委員会の委員ですけれども、していません。この外交防衛委員会で両大臣がそうした答弁をきちんとしていただけたことは誠に遺憾であり、許されないことだと思つてます。後で、質問の途中でも結構ですから、明確にされる場合は是非していただきたいと思つてます。

次の質問をさせていただきますけれども、昨年の十二月五日の当委員会での就任挨拶で、佐藤外務副大臣は、事に臨んでは危険を顧みず、身を以て責務の完遂に務め、もつて国民の負託に応える決意でありますというふうに、自衛隊法五十二條により、武人である自衛隊員の服務の本旨とされ、かつ自衛隊法五十三條によつて、全ての自衛隊員となる者に対して服務の宣誓として宣誓が義務付けられている、この服務の宣誓の文言を用いて就任の挨拶をいたしました。

小野寺大臣に伺いますが、小野寺大臣として

は、この服務の宣誓、かみ砕いて、日本語としてどのような意味だということをお考えでいらつしやいますでしょうか、大臣としてです。私は、文字で書いてあるとおりで、いざ有事の際には、危険を顧みず、場合によっては生死の危険も含めてその危険を顧みず、身をもって、命を懸けること、国民の負託にこたえない、非常に重い、全公務員で自衛隊員しかしていない、そういう決意、そういう趣旨であるというふうにお考えでいらつしやいますか、どのようにお考えでいらつしやいますか。

○国務大臣(小野寺五典君) 自衛隊員が入隊時などに行う服務の宣誓は、自衛隊法に規定された、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため我が国を防衛するという自衛隊の任務や隊員としての服務上の義務を隊員一人一人に自覚させ、政府の最も重要な責務である国民の命と幸せな暮らしを守るという自衛隊に対して託された思いにこたえることを国民に対して宣誓するものと理解をしております。

○小西洋之君 具体的にこれは答えていただけないんですけれど、今おっしゃつた、服務上の義務を自覚させるですね、その服務上の義務、命や幸せを守る。具体的には、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務める、具体的にどういう意味だということをお考えでいらつしやいますか。これ、ちよつと答えられなかつたら防衛大臣の資格はないと思つてますよ。きちんとお答えください。ちよつと、これ、こういう意味を含んでいるというふうな答弁でも結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 自衛隊法五十二條にありますが服務の本旨ということですが、隊員は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛へ、技能を磨き、強い責任感を持つて専心その他の職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえる

ことを期すものとするということであると思つてます。

○小西洋之君 今大臣がおっしゃつた、徳操を養い云々というのは、この昭和四十七年政府見解、今日は配付資料二つありますけれども、古い決裁文書の付いている七ページに服務の宣誓を付けてありますが、服務の宣誓の言葉をそのままおっしゃつただけなんです。

もう一度聞きます、簡潔に。事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務める、これは具体的にどういう意味を自衛隊員に誓わせていると、指揮官として、自衛隊の戦闘上の指揮官としてお考えでいらつしやいますか。

○国務大臣(小野寺五典君) まさにここにありますが、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期すものとするという、この内容については、当然、例えば防衛出動あるいは様々な自衛隊の任務において、これは国民のために懸命にその負託にこたえるということを表したものだと思つております。

○小西洋之君 懸命にではなくて、危険を顧みず、身をもって書いていますから、どういう意味だとお考えですか。もう簡潔に。

○国務大臣(小野寺五典君) ちよつと委員の質問の意図がよく分かりませんので、もう少し分かるように質問していただけないでしょうか。

○小西洋之君 事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務める、私は、この言葉の意味は、いろんな意味はあるかもしれませんが、その非常に一番重い意味は、有事の際には、危険、命の危険すら顧みず、命を懸けてこの責務の完遂に務める、もつて国民の負託にこたえるという非常に重たい意味を含む宣誓だと理解しております、防衛大臣はそういう見解をお持ちではないでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 防衛出動を始めとする各種任務、これは領海侵犯対処や海賊対処、PKO等と、こういうこともございます。このよう

な各種任務に際して、自衛隊員として、これは身を挺してその任務を遂行し、国民の命と幸せな暮らしを守るという国民から託された思いにこたえるということであると思つてます。

○小西洋之君 安倍総理は、いざ有事の際には命を懸けて自衛隊員に戦ってもらおう、にもかかわらず、違憲の存在と言われるのはおかしいじゃないかというようなことをおっしゃつて、自衛隊明記の改憲を正当化をされる、あるいは、自衛隊員、これは服務の宣誓ですね、自衛隊に関する行事にかけられて、まさに命懸けで戦う存在だということ、自衛隊員に対してそういう発言をされておられますけれども、そういうことについて、防衛大臣が、この服務の宣誓の一番の本質、本旨についてきちんと具体的に御自分の言葉で語れないというのは、これはやばい自衛隊員に対して失礼であり、我が国の防衛の在り方としてそれは根本的な問題をはらんでいると思つてます。

委員長、今の私の質問の内容を踏まえて、防衛省としてこの服務の宣誓についてどういう意味で考えているのかを、委員会に見解を提出するようをお願いいたします。

○委員長(三宅伸吾君) 後刻理事会で協議いたします。

○小西洋之君 ちよつと時間が切迫してしまつたんですが、佐藤副大臣ですけれども、十二月五日の就任の挨拶ですね、この服務の宣誓、具体的に日本語としてどういう意味、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえる決意というの、外務省の行政に当たる身として具体的にどう思う、決意を述べたものでいらつしやいませんか。

○副大臣(佐藤正久君) お答えいたします。繰り返しになりますが、本件挨拶は、自衛隊員の服務の宣誓行為として行つたものではなく、我が国の安全と繁栄を維持し、国民の生命と財産を守るため、文民たる外務副大臣としてその職務を全うするという私の基本的姿勢を全体として述べたものであります。この点について御理解

をいただきたいと思ひます。

特に、我が国は戦後一貫して平和国家としての道を歩んできており、この歩みを引き続き堅持しております。このような方針の下、文民たる外務副大臣として私はこの外交的努力を進めてまいりたいと思ひを述べたものであります。

しかしながら、本件挨拶によりまして、結果として政府の方針について疑念を招いてしまつたといふことについては大変遺憾だといふふうに思っております。

○小西洋之君 いや、遺憾であるのは当然なんです。が、やはり、憲法の文民条項の趣旨、あるいは外務省設置法の趣旨、あるいは防衛省の立場からしても、自衛隊員のみが行う宣誓を外交を担当する政務が就任挨拶として、決意として述べる、これはやはり自衛隊員を侮辱する行為だと思ひますので、私は、そういう意味で、佐藤副大臣は即刻辞職をしなければならぬといふふうと思ひます。

ちよつと河野大臣にもこの件質問したかつたんですが、ちよつと次回に、次の質問があるので、譲らせていただきたいと思います。

次の質問でございますけれども、皆さん、ちよつとお手元の資料の、昭和四十七年政府見解の古い資料の方の後ろの九ページ、九ページの次の十ページ御覧いただけますでしょうか。これは集団的自衛権などを容認した七・一閣議決定の部分ですけども、存立危機事態についての政府の認識について伺わせていただきます。

十ページで右上、線を引っ張つてるところがございすけれども、「しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により」云々で、ちよつと飛ばさせていただけますけれども、「我が国の存立を脅かすことも現実になり得る。」といふふうに書いてありますけれども、小野寺大臣に伺ひますけれども、この存立危機事態が起り得るといふ認識なんです、これは二〇一四年当時の認識でございますけれども、今回の

所信表明……(発言する者あり)はい、分かりました。十分ゆつくりで、事前通告も、丁寧な通告もさせていただきますと思うんですけれども。

閣議決定の文言を読み上げたのですが、十ページの閣議決定のところ。小野寺大臣に伺ひますけれども、十ページです、ね、質問通告もさせていただきます。だいてい閣議決定。秘書官、ちよつともつと機敏にやっていたいただけますか。あります。ちよつと質問、ちよつと委員長、時間止めてもらえますか。

その閣議決定の下線を引いたところですけども、これは七・一閣議決定に書いてあるその存立危機事態が起り得るといふ政府の認識ですけれども、今般の所信表明なども踏まえて、通告させていただきます。政府として、防衛大臣あるいは政府として、こうした存立危機事態は我が国において現実的に想定される危機であるといふふうには当然お考えだと思ひますけれども、それを具体的に、これこれこういふことがあるので、存立危機事態は起り得る現実的な危機であるといふことについての見解を述べていただけますか。

○国務大臣(小野寺五典君) 御指摘の平成二十六年七月一日の閣議決定の御指摘の部分は、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続ける状況を踏まれば、今後、他国に対して発生する武力攻撃であつたとしても、その目的、規模、態様等にとっては我が国の存立を脅かすこと、すなわち存立危機事態が生じること、現実的に起り得る旨述べております。

○小西洋之君 その認識は現時点でも変わらなぬといふことよろしいでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 現時点でも変わらなぬといふことよろしいです。

○小西洋之君 先ほどから質問等ございましたけれども、五月に米朝の首脳会談が想定されるところ、今、北朝鮮問題についての局面があり、ありますけれども、そういう局面下においても、あるいはそれ以降ですね、仮に、質問通告をさせてい

ただいておりますけど、北朝鮮において不可逆的かつ検証可能な方法等によつて核、ミサイルの開発が阻止することができるといふような状況があつても、こうした存立危機事態が我が国に起り得るといふ政府の安全保障環境に関する認識は一般論としては変わらないといふことよろしいですか。

○国務大臣(小野寺五典君) 現時点で北朝鮮は、完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法での核、ミサイルの放棄に向けた具体的な行動は示しておらず、仮定の御質問にはお答えを差し控えさせていただきますが、その上で、政府としては、北朝鮮の核・ミサイル開発、中国による一方的な現状変更の試み、さらに、大量破壊兵器の拡散や国際テロの深刻化、サイバー空間や宇宙空間などの新たな領域における課題の顕在化等、様々な要素を踏まえ、平成二十六年七月一日の閣議決定においても示しているように、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しているものと認識をしております。また、平成二十六年七月一日の閣議決定で示した我が国の存立を脅かすことも現実的に起り得るとの認識は現時点においても変わっておりません。

○小西洋之君 済みません、ちよつとこれ通告できていないんですけれども、安倍総理を始め政府は、我が国をめぐる安全保障環境は戦後最も厳しいといふ言ひ方を繰り返してきておられると、当然、防衛大臣や外務大臣も共有をされておられると思ひますが、何ゆゑに戦後最も厳しい、冷戦下などと比べても、ロシアの兵器で第七艦隊を襲つて次に日本を襲つていふような議論がこの国会でも当時は盛んにされて、議事録に残っておりますけれども、何ゆゑに最も厳しいといふふうにお考えであるんでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 平成二十六年年度以降に係る防衛計画の大綱についてにおいては、我が国を取り巻く安全保障環境について、冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は引き続き低いものと考えられるが、アジ

ア太平洋地域においては、北朝鮮の核・ミサイル開発の脅威や中国の軍事力強化及び周辺海空域等における活動の拡大、活発化、さらに、グローバルな安全保障環境においては、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロの拡大、拡散、宇宙・サイバー空間の安定利用の確保といった様々な安全保障上の課題や不安定要因が顕在化、先鋭化してきており、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しているという認識をしております。

この大綱の改定後、安全保障環境は、現在に至るまで、現大綱が示した認識のとおり現実的に厳しさを増しております。特に、北朝鮮が我が国の安全に対するより重大かつ差し迫つた新たな段階の脅威になつてくること、中国は透明性を欠いたまま軍事力を強化するとともに、東シナ海、南沙海の海空域において既存の国際秩序とは相入れない独自の主張に基づく力を背景とした一方的な現状変更の試みを継続してきており、さらに、大量破壊兵器等の拡散や国際テロの深刻化、サイバー空間や宇宙空間など新たな領域における課題の顕在化等、グローバルな安全保障上の課題は広範かつ多様化していることを踏まえれば、我が国を取り巻く安全保障環境の現状は戦後最も厳しいと言つても過言ではないと思ひます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

先ほどの七・一閣議決定ですね、九ページの方ですけども、もう口頭で申し上げますので、もはやどの国も一國のみで平和を守ることはできないといふ考え方ですね。

日本の近くではなくて世界であらゆるところ、あつた問題が日本の平和と安全を脅かすものになり得るといふ見解を言つておりますけれども、そうした見解は今も変わらない、日本の領土の近くだけではなく、一般論で結構ですが、世界の存立危機事態にもなり得ると、そういう一般論の認識でよろしいでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 現在も同じ認識を

持っております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、お手元の資料の十一ページを御覧いただきたいんですけども、東京高裁に政府が出した準備書面におきまして、普通に日本語でばつと読むと、存立危機事態が発生することを具体的には想定し得ないというようなことを、これは、この訴訟の担当者は防衛省なんですけれども、あと内閣、NSCなんですけれども、というふうなことを言っているところでございます。

これの趣旨に対して小野寺大臣は三月五日の予算委員会におきまして、国の主張の趣旨は、本件訴訟が係属する当下面において防衛出動命令が発令する時期等は不確実であるということであり、存立危機事態における防衛出動命令が想定されないと主張しているわけではないというふうに述べていらつしやるんですけれども、ですけれども、この東京高裁の準備書面で政府が行っている主張というのは、日本語で普通に読むと、存立危機事態が発生し得ることの具体的危険性を肯定することはできないと言っているんですが、文字どおりのそういう意味ではなくて、先ほどまで小野寺大臣が答弁していただいたような、存立危機事態は我が国には発生し得るんだという、そういう基本認識の下で示されている政府の見解であるという理解でよろしいでしょうか。要するに、基本認識は同じものであるということだけを確認させていただきたいと思えます、ます。

○国務大臣(小野寺五典君) ます、本訴訟において、国は、存立危機事態が想定されないとか、その発生がおよそ想定できないといった主張は行っていないと。この点ははっきり申し上げます。

その上で、本件は、現職の自衛官である原告が存立危機事態における防衛出動命令に服従する義務がないことの確認を求める訴訟であり、命令に従わなかったことを理由として懲戒処分を受けることを予防することが訴訟の目的であります。これに対して、国としては、現に命令が発令されておらず、命令発令のための手続も開始されておら

ず、いつ何とき発令されるか不確実であるため、このような状況においての訴えは不合法であると主張しているものであります。

つまり、訴訟法上の問題として、本訴訟が係属する当下面において、原告の権利等に具体的、現実的な危険や不安が存在しないため、本件訴えは不合法であるとの主張であります。

このように、国の主張の趣旨は、本件訴訟が係属する当下面において防衛出動命令が発令される時期等は不確実であるということであり、存立危機事態における防衛出動命令が想定されないと主張しているわけではありません。

その上で、我が国の存立を脅かすことも現実的に起こり得る旨の二十六年七月一日の閣議決定で示した認識は、現状においても変わりないと考えております。

○小西洋之君 私が伺いましたのは、先ほど来から答弁いただいている存立危機事態における現在及び将来の政府の基本認識、それが基底にある上での政府の見解を述べたものか、存立危機事態の基本認識は同じものであるかどうか、当たり前のことだと思えますけれども、それだけをイエスカノーかで答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) ます、訴訟の案件での質問でありますので、国はこの訴訟において存立危機事態が想定されないとかその発生がおよそ想定できないといった主張は行っていない、それをはっきりさせていただきます。

その上で、我が国の存立を脅かすことも現実的に起こり得るとする旨の平成二十六年七月一日の閣議決定で示した認識は、現状においても変わりはありません。

○小西洋之君 訴訟においても変わらないということですね、基本認識の基底は、基底にある基本認識は変わらないということでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 繰り返しますが、平成二十六年七月一日の閣議決定で示した認識は、現状においても変わりないと考えております。

○委員長(三宅伸吾君) 小西洋君、時間が参りまし

たので、質疑をおまとめください。

○小西洋之君 はい。

じゃ、最後に、訴訟において政府は一定の見識を示しているんですが、その基底にある基本認識というのは、先ほどおつしやられた現在及び将来の存立危機事態に関する基本認識と変わらない、そのものが基底にあるということでしょうか。当たり前のことを聞いております。イエスカノー。

○国務大臣(小野寺五典君) 訴訟においては国は存立危機事態が想定されないとかその発生がおよそ想定できないといった主張は行っていないということであります。

○小西洋之君 じゃ、委員会提出要求、私の質問に対する委員会への提出要求をお願いいたします。委員長、よろしくお願いします。

○委員長(三宅伸吾君) 後刻理事会で協議させていただきます。

○小西洋之君 ありがとうございます。